

第四十五号議案

江戸川区国民健康保険条例の一部を改正する条例

右の議案を提出する。

令和六年三月二十五日

提出者

江戸川区長 斉

藤

猛

江戸川区国民健康保険条例の一部を改正する条例

江戸川区国民健康保険条例（昭和三十四年十一月江戸川区条例第十八号）の一部を次のように改正する。

第十四条の三の見出し中「一般被保険者に係る」を削り、同条中「一般被保険者（法附則第七条第一項に規定する退職被保険者等（以下「退職被保険者等」という。）以外の被保険者をいう。以下同じ。）に係る」を削り、同条第一号イ中「（一般被保険者に係るものに限る。）」を削り、同号口中「附則第二十二條」を「附則第七条」に改め、「が行う国民健康保険の一般被保険者に係るもの限り、都」を削り、同号へを次のように改める。

へ その他区の国民健康保険に関する特別会計において負担する国民健康保険事業に要する費用（国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用のうち都の国民健康保険に関する特別会計において負担する後期高齢者支援金等、病床転換支援金等及び介護納付金の納付に要する費用に充てる部分並びに国民健康保険の事務の執行に要する費用を除く。）の額

第十四条の三第二号口中「附則第二十二條」を「附則第七条」に改め、同号ハを次のように改める。

ハ 法第七十五条の二第一項の国民健康保険保険給付費等交付金の額
第十四条の三第二号ニ中「法附則第九条第一項の規定により読み替えられた」及び「並びに国民健康保険保険給付費等交付金（退職被保険者等の療養の給付等

に要する費用に係るものに限る。」を削る。

第十四条の四の見出し中「一般被保険者に係る」を削り、同条中「一般被保険者に係る」を削り、「一般被保険者につき」を「被保険者につき」に改める。

第十五条の見出し中「一般被保険者に係る」を削り、同条第一項中「一般被保険者」を「被保険者」に、「同法第十二条第五項」を「同法第十二条第五項」を「外国居住者等所得相互免除法第十二条第五項」に、「同法第八条第四項（同法」を「外国居住者等所得相互免除法第八条第四項（外国居住者等所得相互免除法」に改める。

第十五条の四の見出し及び同条各号列記以外の部分中「一般被保険者に係る」を削り、同条第一号中「百分の八（一般被保険者に係る」を「百分の九・四（」に、「を一般被保険者」を「を被保険者」に改め、同条第二号中「四万七千百円（一般被保険者に係る」を「五万六千六百円（」に、「一般被保険者の」を「被保険者の」に改める。

第十五条の五から第十五条の八までを次のように改める。

第十五条の五から第十五条の七まで 削除

（基礎賦課限度額）

第十五条の八 第十四条の四の基礎賦課額は、六十五万円を超えることができない。

第十五条の九の見出し中「一般被保険者に係る」を削り、同条中「のうち一般被保険者に係る」を「のうち」に、「第一号」を「、第一号」に改め、同条第一

号中「であつて、都が行う国民健康保険の一般被保険者に係るもの」を削り、同条第二号イ中「附則第二十二条」を「附則第七条」に改め、同号口中「法附則第九条第一項の規定により読み替えられた」を削る。

第十五条の十の見出し中「一般被保険者に係る」を削り、同条中「一般被保険者」を「被保険者」に改める。

第十五条の十一の見出し中「一般被保険者に係る」を削り、同条中「一般被保険者」を「被保険者」に改める。

第十五条の十二の見出し及び同条各号列記以外の部分中「一般被保険者に係る」を削り、同条第一号中「百分の二・七六（一般被保険者に係る）」を「百分の三一・五（「に、百分の五十五」を「百分の五十四」に、「を一般被保険者」を「を被保険者」に改め、同条第二号中「一万六千二百円（一般被保険者に係る）」を「一万七千四百円（「に、百分の四十五」を「百分の四十六」に、「における一般被保険者」を「における被保険者」に改める。

第十五条の十三から第十五条の十六までを次のように改める。

第十五条の十三から第十五条の十五まで 削除

（後期高齢者支援金等賦課限度額）

第十五条の十六 第十五条の十の後期高齢者支援金等賦課額は、二十四万円を超えることができない。

第十六条第二号イ中「附則第二十二条」を「附則第七条」に改め、同号口中

「法附則第九条第一項の規定により読み替えられた」を削る。

第十六条の四第一号中「百分の二・五八」を「百分の二・六三」に改め、同条第二号中「一万七千七百円」を「一万八千円」に改める。

第十九条中「第十五条の五、第十五条の十、第十五条の十三」を「第十五条の十の額」に改め、「次条各号」の下に「に定める額」を加える。

第十九条の二中「又は第十五条の五」及び「又は第十五条の十三」を削り、「二十二万円」を「二十四万円」に改め、同条第一号イ中「三万二千九百七十円」を「三万六千二百十円」に改め、同号ロ中「一万千三百四十円」を「一万二千百八十円」に改め、同号ハ中「一万二千三百九十円」を「一万二千六百円」に改め、同条第二号中「二十九万円」を「二十九万五千円」に改め、同号イ中「二万三千五百五十円」を「二万五千八百円」に改め、同号ロ中「八千百円」を「八千七百円」に改め、同号ハ中「八千八百五十円」を「九千円」に改め、同条第三号中「五十三万五千円」を「五十四万五千円」に改め、同号イ中「九千四百二十円」を「一万三千二百十円」に改め、同号ロ中「三千二百四十円」を「三千四百八十円」に改め、同号ハ中「三千五百四十円」を「三千六百円」に改める。

第十九条の四中「は、当該被保険者均等割額（第十九条の二に規定する金額を減額するものとした場合にあつては、その減額後の被保険者均等割額）」を「（第十九条の二に規定する金額を減額するものとした場合にあつては、その減額後の被保険者均等割額）」に改め、同条第一号イ中

「七千六十五円」を「七千七百四十円」に改め、同号ロ中「一万千七百七十五円」を「一万二千九百円」に改め、同号ハ中「一万八千八百四十円」を「二万六千四百四十円」に改め、同号ニ中「二万三千五百五十円」を「二万五千八百円」に改め、同条第二号イ中「二千四百三十円」を「二千六百十円」に改め、同号ロ中「四千五十円」を「四千三百五十円」に改め、同号ハ中「六千四百八十円」を「六千九百六十円」に改め、同号ニ中「八千百円」を「八千七百円」に改める。

第十九条の五第二項中「前項に規定する保険料額」を「前項各号に定めるところにより算定した額」に改める。

付則第五条及び第六条を次のように改める。

付則

（施行期日）

1 この条例は、令和六年四月一日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の第十五条の四、第十五条の十二、第十五条の十六、第十六条の四、第十九条の二及び第十九条の四の規定は、令和六年度以後の年度分の保険料について適用し、令和五年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。

3 改正前の江戸川区国民健康保険条例付則第五条の規定は、平成二十三年度及び平成二十四年度分の保険料については、なおその効力を有する。

4 改正前の江戸川区国民健康保険条例付則第六条の規定は、平成二十五年度及び平成二十六年分の保険料については、なおその効力を有する。

（説明）

基礎賦課額の保険料率等を改めるとともに、国民健康保険法（昭和三十三年法律第九十二号）の改正に伴い、退職者医療制度に係る規定を削除するほか、規定を整備する必要があるので、本案を提出いたします。